

## I. 序 文

スポーツ基本計画（2012）では、スポーツ界の透明性、公平性・公正性を高めるためには、その主体であるスポーツ団体が社会的な責任に応える組織運営を行うことが必要であるとして、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営体制の透明度の向上を求めている。さらに、競技団体が新公益法人制度のもとで、公益社団法人・公益財団法人に移行するなかで、より一層、自助努力による適切な組織運営に努めるものとしている。

日本の競技団体の組織運営を概観する資料として、笹川スポーツ財団では、2010年度より隔年で「中央競技団体现況調査」を実施している。過去3回にわたる調査を通じ、（公財）日本オリンピック委員会、（公財）日本体育協会、（特非）日本ワールドゲームズ協会に加盟および準加盟している90団体のうち、約70団体から回答を得て、わが国の中央競技団体の組織体制と予算ベースでの財務状況の把握と分析を試みた。特に財務状況については、この調査の実施以前には中央競技団体に関する包括的な情報や資料は存在してこなかった。したがって、当該調査によって得られた財務データを分析することで、財務状況の全体的な傾向を明らかにしたことは価値のあるものと考えられよう。一方、この調査によりわかったことは、新公益法人制度のもとで組織運営は図られているものの、情報公開の質量には団体差があり統一性がないことである。団体の公益性を認定する内閣府公益認定等委員会へ、毎年度提出する書類は一定の統一性があるが、その公開は義務づけられていない。

一方米国では、州法による非営利団体設立の後、免税資格承認審査を行う内国歳入庁に対して、内国歳入法第501条(c)項で規定する課税免除の要件を満たす書類をもって申請する必要がある。最も一般的な非営利団体は、第501条(c)項(3)号に基づく団体であり、ほぼすべての競技団体は「アマチュアスポーツ競技の振興」を目的とする非営利団体としてこの項目に該当する(表1)。統一書式による申請書類は、様式番号からForm 990と呼ばれ、毎年度、内国歳入庁へ提出し、承認を受けたのちに団体のウェブサイト等で公開することが義務づけられている。Form 990は、添付書類も含め、団体の事業概要、事業別収支の概要、ガバナンスに関する情報開示、役員等への報酬額、収支の状況が詳細に記されている。

本研究では、米国オリンピック委員会に認可された47団体のうち、オリンピック競技39団体を対象に、米国競技団体の情報開示の内容を整理し、わが国の競技団体のガバナンス強化に資する基礎資料とすることを目的とした。あわせて、組織体制と財務状況の把握と分析を試みた。

なお、米国における非営利団体に関する法律や制度など、日本とは異なる制度で競技団体の運営が図られていることを鑑みると、両国を比較することは適切ではない。したがって、本研究も日米競技団体の運営状況の比較を目的としていない。

表1 内国歳入法第501条(c)項における非営利団体の分類と団体数

内国歳入法	非営利団体の概要	団体数
501(c)(1)	立法による特殊法人	638
501(c)(2)	財産所有権保有法人	4,499
501(c)(3)	宗教、教育、慈善、科学、文学、公共の安全のための検査、アマチュアスポーツ競技の振興、子供または動物に対する虐待防止、のいずれかを目的とした団体	1,184,547
501(c)(4)	社会福祉団体	84,155
501(c)(5)	労働者団体、農業組合	46,576
501(c)(6)	企業団体、商工会、プロフットボールリーグ	63,919
501(c)(7)	社交、レクリエーションクラブ	47,956
501(c)(8)	共済組合	46,264
501(c)(9)	従業員任意共済組合	6,559
501(c)(10)	国内共済会	16,226
501(c)(12)	共済生命保険協会	5,304
501(c)(13)	共同墓地運営会社	8,977
501(c)(14)	信用組合	1,887
501(c)(15)	相互保険会社	723
501(c)(17)	失業給付基金	103
501(c)(19)	退役軍人団体	29,749
その他501(c)団体		866
	合計	1,548,948

注 内国歳入法第501条(c)項は(1)号～(29)号で構成されている。

「Internal Revenue Service Data Book 2015」(2015)より作成